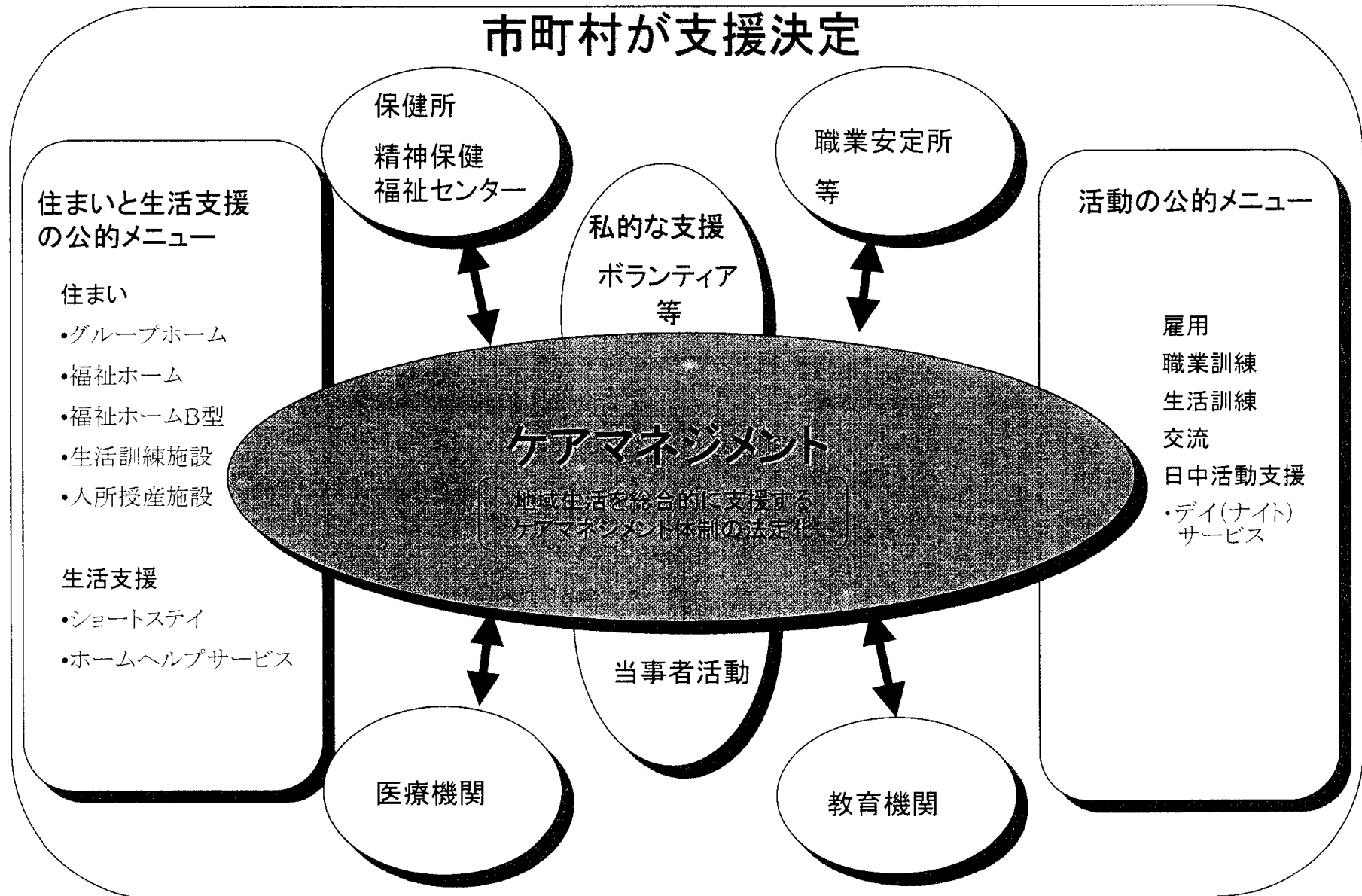


# 地域ケアのイメージ



## 精神障害者相談支援事業（仮称）

- ・精神障害者居宅生活支援事業として位置づけ。
- ・ケアマネジメント研修を受講した「相談支援専門員」を配置。
- ・地域生活支援センターの標準業務とする。

### 精神保健福祉に関する問題全般についての相談並びに必要な指導及び助言

#### 生活支援

訪問サービス、ショートステイ、通院医療費公費負担の利用等

#### 住まいの場

自宅（持ち家・借家）、グループホーム・社会復帰施設、生活訓練等

#### 活動支援

雇用、職業訓練、デイサービスの利用等

本人と共同して総合的な『ケア計画』を作成

### ケア計画に基づいた各種サービスの利用

・ホームヘルプやショートステイの利用  
・通院医療費公費負担制度を活用したデイケアの利用  
・訪問看護の利用 等

・住居の賃借  
・グループホーム、社会復帰施設の利用  
・生活訓練、生活支援の利用 等

・企業、福祉工場での就労  
・就業・支援センター、職業安定所の利用  
・デイ(ナイト)サービスの利用 等

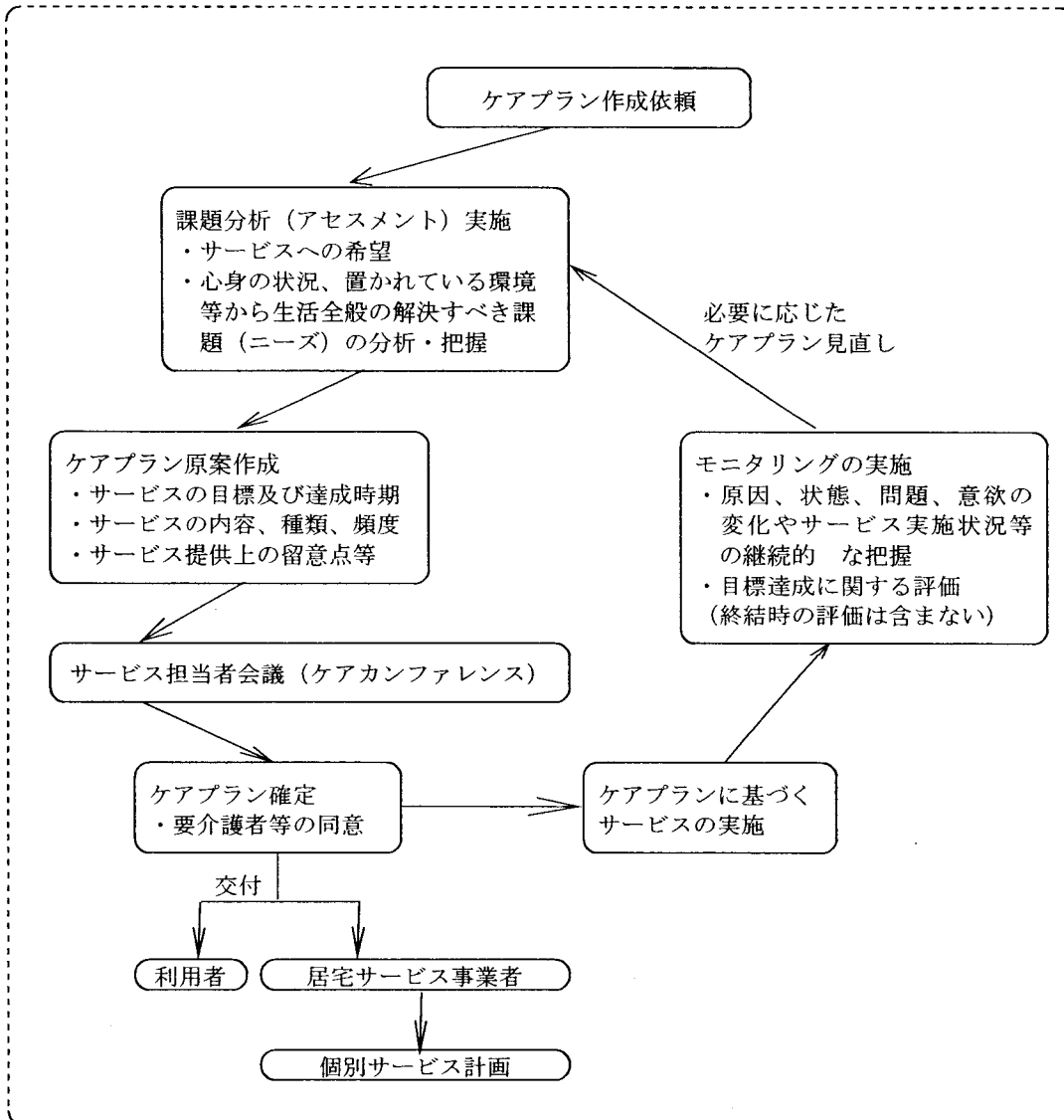
サービスの利用状況についての継続的な管理

再評価

必要に応じケア計画の修正・更新

(参考)

### 介護保険におけるケアマネジメント過程の概略



## 障害者の相談支援(ケアマネジメント)体制(案)

- 都道府県域、障害保健福祉圏域、市町村圏域の三層(生活圈域も含める場合には四層)構造の相談支援体制となるよう、各機関の育成等を行う。
- 相談支援事業については、施設整備等を伴わないものも念頭に、法律上、居宅生活支援事業の一類型と位置づける。(法律上、その中立性に配慮)
- 相談支援の内容等は次のようなイメージとする。
  - ・ 生活全般の総合的なもの
  - ・ 福祉サービス等の利用決定に係るもの

### 《 都道府県域 》

- 専門判定機関により、障害者の状態の判断等、各種相談支援事業者のスーパーバイズを行う。

### 《 障害保健福祉圏域 》

- 市町村単位の相談支援事業者のスーパーバイズ、危機介入的な専門性の高い案件への対応等を行う中核的な事業者を確保。
- 市町村単位の相談支援事業者の中から、圏域の中核となる事業者を都道府県が指定。
- 市町村単位の相談支援事業者・ケアプラン作成事業者(市町村又は民間)を確保。

### 《 市町村圏域 》

- 事業者は、ソーシャルワーク的な業務の他、自ら、住宅入居支援等のサービスを行うことも想定。

### 《 生活圈域 》

- 支援を必要とする障害者の発見、プライマリー的な相談、事後的なモニタリング等を中心とするコミュニティーワーク機能として位置づける。

# 障害者ケアマネジメント体制支援事業

## 1 事業の趣旨

- 障害者ケアマネジメントは、地域で暮らす障害者が、地域に散在する多くのサービスを有効に活用できるように支援するため、障害者本人の意向を尊重し、福祉、保健、医療、教育、就労等の幅広いニーズと様々な地域の社会資源の間に立って、障害者のエンパワメントを高める視点から総合的かつ継続的なサービスの供給を確保するための重要な援助方法(手法)である。  
また、こうした障害者ケアマネジメントの全過程に携わり、必要に応じて新たな社会資源の開発を提言していくなどの中心的な役割を担うのが「障害者ケアマネジメント従事者」であり、その新規の養成とスキルアップのための研修事業も重要な意味をもっている。
- こうした観点から、平成9年度から「障害者ケアマネジメント体制整備推進事業」を実施して普及に努めてきたところであるが、人材の確保や管内の障害者ケアマネジメントを総括する組織の整備等では遅れの目立つ自治体が多く、従前の推進事業を大幅に見直し、新たな支援体制によって効率的な支援の継続実施を目的とする。

## 2 事業概要

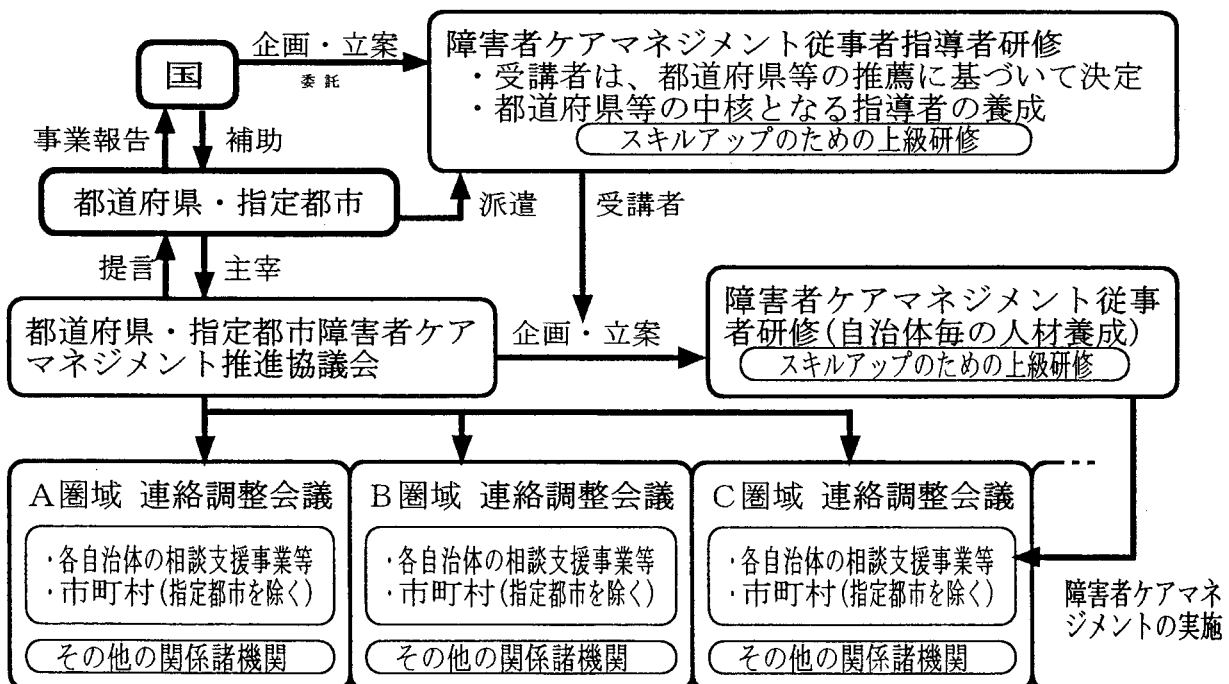
### (1) 国が実施する事業

- 「障害者ケアマネジメント従事者指導者研修」の実施
  - ・ 従来の研修を「新規研修」とし、引き続き都道府県・指定都市で中心的な役割を果たす人材の養成に努めるとともに、すでに国の研修を終えて第一線で活躍されている障害者ケアマネジメント従事者を対象に、新たにスキルアップのための「上級研修」を実施する。

### (2) 都道府県・指定都市が実施する事業

- 「都道府県・指定都市障害者ケアマネジメント推進協議会」の設置
  - ・ 都道府県・指定都市が主導する専門職員等の研修の企画・立案、及び新たな社会資源の開発への取組み、各障害保健福祉圏域における支援ネットワークの形成のあり方等について検討する。
- 「障害者ケアマネジメント従事者研修」の実施
  - ・ 都道府県・指定都市における障害者ケアマネジメント従事者を養成するために、国の研修と同様に、新規研修と上級研修を実施する。

### <全体図>



# 「障害者ケアマネジメント研修事業」について

## 1. 国が実施している障害者ケアマネジメント従事者(養成)指導者研修修了者数

所 属	10年度			11年度			12年度			13年度			14年度			15年度			合 計			
	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神	計
更生相談所	39	11	0	20	25	0	29	22	0	31	29	1	19	17	1	15	12	2	153	116	4	273
福祉事務所	0	0	0	3	5	0	1	3	3	3	3	0	6	8	2	5	4	1	18	23	6	47
公立の社会福祉施設	36	6	0	55	15	0	54	15	0	17	22	0	14	10	0	2	7	0	178	75	0	253
民間の社会福祉法人	21	20	0	28	51	0	32	68	0	50	58	1	17	27	1	18	20	3	166	244	5	415
保健所	0	0	10	0	0	26	1	0	31	0	0	41	0	0	21	0	0	21	1	0	150	151
精神保健福祉センター	0	0	38	0	1	38	0	0	50	0	0	50	0	0	32	0	0	25	0	1	233	234
社会復帰施設	0	0	1	0	0	0	0	0	4	0	0	9	0	0	3	1	1	3	1	1	20	22
病 院	0	0	2	0	0	4	0	1	2	0	0	2	1	0	3	1	1	1	2	2	14	18
行政機関	0	5	8	0	4	2	0	9	6	15	7	23	7	8	8	7	10	2	29	43	49	121
その他	0	5	9	3	0	20	1	0	21	3	0	3	4	2	1	7	7	0	18	14	54	86
小 計	96	47	68	109	101	90	118	118	117	119	119	130	68	72	72	56	62	58	566	519	535	1,620
合 計	211			300			353			368			212			176			1,620			
総合計	1,620																		1,620			

- \* 国が実施している「養成指導者研修」では障害分野別の受講者数が把握されており、平成15年度末までの6年間に1,620名が修了している。(平成14年度からは3障害合同で研修を実施)
- \* 国の研修では、各都道府県等から毎年受講人数を指定して派遣を依頼しており、全都道府県等からほぼ均等に参加している。
- \* 平成15年度から名称の「養成」が削除されている。

## 2. 都道府県・指定都市が実施している障害者ケアマネジメント従事者養成研修修了者数

所 属	10年度			11年度			12年度			13年度	14年度
	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神	3障害合同	3障害合同
更生相談所										48	46
福祉事務所										651	956
公立の社会福祉施設										644	676
民間の社会福祉法人										2,215	2,759
保健所										514	355
精神保健福祉センター	186	377	168	825	1,120	1,197	1,613	1,845	1,772	41	50
社会復帰施設										435	462
病 院										689	732
行政機関										2,182	2,628
その他										1,089	1,036
小 計	186	377	168	825	1,120	1,197	1,613	1,845	1,772	8,508	9,700
合 計	731			3,142			5,230			8,508	9,700
総合計	27,311										

- \* 都道府県及び指定都市が実施している「養成研修」では、14年度末までの4年間に27,311名が修了している。
- \* 平成13年度からは、都道府県等において国の実施要綱に基づき3障害合同の研修が実施されてきており、障害分野別の受講者数は把握できない。
- \* 平成12年度以前の各自治体毎の研修受講者の所属内訳は把握していないが、13年度からは国と同じ分類での報告を受けている。